

# 公有財産の運用に関する基本方針

## 1．公有財産運用の基本的な考え方

区民の貴重な財産の有効活用を最大限に図るため、公有財産（行政財産・普通財産）については、社会状況や周辺状況などをもとに今後の行政需要や区の財政状況等を勘案し、次に掲げる項目を踏まえ、本運用方針に基づいて、その利活用の方向性を決定する。

### （１）既存施設の活用

施設の老朽度合や耐震性を考慮したうえで、新たな用途の機能が十分に図れる場合、原則として既存施設を活用する。

### （２）行政需要への対応

行政目的としての活用を第一とし、区民全体の貴重な財産として、全区的または地域的な行政課題に対応しうる有効策を検討する。なお、運営手法等については民間活力の導入も含めて検討する。

## 2．公有財産の運用方針

（１）利用計画のある財産については、区が利用する。

（２）現在、利用計画はないが、経緯・立地・面積・形状・都市計画等から区として保有すべき財産については、将来利用するまでの間、公園や広場等として暫定利用を図る。

（３）将来利用の見通しが立った財産については、区が利用する。

（４）民間事業者等が行政需要を担う場合には、民間事業者等に貸付・売却することができる。

（５）その他、区長が特段、必要と認める場合は、この限りではない。